

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第35号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所長 予算の再配当又は再配付を受けてその執行事務を処理する組織で別表第1に掲げるもの（以下「事務所」という。）の長をいう。</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7)～(18) (略)</p> <p>(予算の執行等に関する知事の権限の委任)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる事務を行う権限を事務所に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所長 予算の再配当又は再配付を受けてその執行事務を処理する組織で別表第1に掲げるもの（以下「事務所」という。）の長 <u>（看護大学にあつては、事務局長）</u> をいう。</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、<u>看護大学事務局次長</u>、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7)～(18) (略)</p> <p>(予算の執行等に関する知事の権限の委任)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる事務を行う権限を事務所に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 別表第2の2の左欄の費目について、それぞれ同表の中欄に掲げる額の長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定により翌年度以降にわたり不動産を借りる契約及び第35条の2各号に掲げる契約をいい、単価契約に該当するものを除く。以下この章、第34条第1項第2号及び別表第8において同じ。）を締結すること。

（集中管理等に係る事務に関する専決の特例）

第5条 第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）、共済費及び賃金の支出等に関する事務 総務管理部総務事務センター長又は教育庁総務課若しくは警察本部の予算経理を分掌する課の課長補佐

(4) (略)

2・3 (略)

（契約執行の決定）

第34条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約執行決議書により契約執行の決定をしなければならない。ただし、第73条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する契約を締結するときは、この限りでない。

(1) 収入原因行為担当者 収入の原因となるべき契約

(2) 第3条第1項第3号の規定により知事の権限を委任された者、第4条第3項の規定により知事の権限を専決できる者又は第4条の2第3項の規定により事務所長の権限を専決できる者 長期継続契約

(3) 第3条第1項第4号の規定により知事の権限を委任された者、第4条第4項第1号の規定により知事の権限を専決できる者、第4条の2第4項の規定により第3条第1項第4号に掲げる事務所長の権限を専決できる者又は第5条第1項第1号若しくは第4号若しくは第2項に定める契約事務を処理する者 物件の購入、物件の

(3) 別表第2の2の左欄の費目について、それぞれ同表の中欄に掲げる額の長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定により翌年度以降にわたり不動産を借りる契約及び第35条の2各号に掲げる契約をいい、単価契約に該当するものを除く。以下この章及び別表第8において同じ。）を締結すること。

（集中管理等に係る事務に関する専決の特例）

第5条 第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金の支出等に関する事務 総務管理部総務事務センター長又は教育庁総務課若しくは警察本部の予算経理を分掌する課の課長補佐

(4) (略)

2・3 (略)

（契約執行の決定）

第34条 収入原因行為担当者、第3条第1項第3号若しくは第4号の規定により知事の権限を委任された者、第4条第3項若しくは第4項第1号の規定により知事の権限を専決できる者、第4条の2第3項の規定により事務所長の権限を専決できる者、同条第4項の規定により第3条第1項第4号に掲げる事務所長の権限を専決できる者又は第5条第1項第1号若しくは第4号若しくは第2項に定める契約事務を処理する者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約執行決議書により契約執行の決定をしなければならない。ただし、第73条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する契約を締結するときは、この限りでない。

製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る契約で債務の負担を伴わないもの

2・3 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～シ (略)

ス 車両

セ 貸金庫

(2)・(3) (略)

(開札)

第60条 (略)

2・3 (略)

4 入札執行職員は、開札終了後速やかに入札調書を作成し、第1項の規定により立ち会った職員の確認を得て、契約担当者に提出しなければならない。

(予定価格等)

第85条 前条の規定により出納局会計検査課長が依頼を受けた契約の予定価格の設定、方法の決定及び指名競争入札参加者の指名は、出納局会計検査課長が行うものとする。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

別表第10 (第141条関係)

1～7 (略)

8 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に定める漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

2・3 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～シ (略)

(2)・(3) (略)

(開札)

第60条 (略)

2・3 (略)

4 入札執行職員は、開札終了後速やかに入札調書を作成し、前項の規定により立ち会った職員の確認を得て、契約担当者に提出しなければならない。

(予定価格等)

第85条 前条の規定により出納局会計検査課長が依頼を受けた契約の予定価格の設定及び指名競争入札参加者の指名は、出納局会計検査課長が行うものとする。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
<u>新潟東工業高等学校</u>		
(略)		(略)
<u>あけぼの園</u>		
(略)		(略)
<u>看護大学</u>		
(略)		(略)
<u>両津高等学校</u>		
(略)		(略)

別表第10 (第141条関係)

1～7 (略)

8 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に定める漁業協同組合連合会

9 (略)	9 (略)
-------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成25年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課又は事務所の平成24年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は事務所において処理するものとする。

総務管理部文書私学課 看護大学 あけぼの園 新潟東工業高等学校 両津高等学校	総務管理部法務文書課 " 大学・私学振興課 " " 福祉保健部障害福祉課 新潟工業高等学校 佐渡中等教育学校
--	---